

日本原子力学会 論文投稿・校閲に関する倫理指針

2009年1月27日（理事会承認）

日本原子力学会は、原子力の平和利用に関する学術・技術の進歩発展を図るために、会員に対する発表の場の整備、拡充を行い、日本原子力学会誌（以下、学会誌という。）に加えて、英文論文誌および和文論文誌（以下、これらを論文誌といい、そこに掲載される内容を論文という。）の出版活動を推進してきた。

今後とも、これらの活動が適切に行われるためには、論文誌へ論文の掲載を求めて投稿する著者、掲載の可否を審査する校閲者（査読委員を含む。）、および、それらを編集する編集委員会のそれぞれが、倫理的な基準を満たして活動しなければならない。

倫理指針は、個々の論文について、オリジナリティを有し、優れた水準が確保されたものとするために必要とされる。しかも、その際、著者は他者の諸権利を侵害してはならないし、校閲者は著者の諸権利を侵害してはならない。

この倫理指針は、日本原子力学会論文の発表・掲載をより一層内外から信頼されるものとするために制定する。

なお、学会誌に掲載する記事についても本指針を準用するものとする。

1章 著者の責務

1.1 論文の要件

投稿する論文は、投稿規程に示された諸条件を満たしたもので、原子力の平和利用に関する学術・技術の進歩発展に資するに足る水準が確保されたものでなければならない。また、研究が多くの方の関与においてなされた一連のものである場合でも、当該論文は、著者が直接に関与した部分について一つの完成したものとして取りまとめられていなければならない。

1.2 連名者

連名者は、当該論文の完成に意義ある貢献を果たし、論文内容に共同の責任を負える者全員であり、またその範囲に限られる。なお、死去した者であっても、これらの条件（同意の条件は必須とせず）の下に連名者とすることができる。

1.3 二重投稿

同一の研究成果を報告した論文原稿を複数の研究誌に投稿してはならない。

1.4 十分な情報の提供

論文において著者は、その研究の背景となる以前の研究や、その研究を他者が再現したり検証・評価したりするために必要な情報の出所を明らかにし、論証の過程を示さなければならない。また、他者の論文等について十分なレビューを行うとともに、引用する場合にはその引用元を示さなければならない。

1.5 他者からの引用に際しての注意

著者は、他者からの情報を引用するにあたって、それが読者にも入手可能であることを確認するとともに、他者が持つ著作権の存在に留意しなければならない。

1.6 他者の論文の批判的引用に関する注意

著者が他者の論文に対して学術的根拠をもって批判的に引用・記述することは許されるが、根拠不明のまま批判したり、誹謗・中傷したりしてはならない。

1.7 捏造、改ざんおよび盗用の禁止

投稿原稿には捏造・改ざんされた情報が含まれてはならない。また、他者の論文からデータ等を盗用してはならない。

1.8 他者の未発表データ等の扱い

他者の発表結果や未発表データ、またはアイデアを適切なプロセスを踏まず、かつ引用もせずに記述することは、暗黙に自らのオリジナルであるかのように盗用することになるので避けなければならない。

1.9 調査対象者・被験者の人権等の保護

著者は論文に先立つ研究において、調査等の対象となる市民の人権等を侵害してはならず、また実験等に際しては被験者の生命・健康・プライバシーおよび尊厳を守らなければならない。

1.10 他者の権利を侵害した場合の責任

論文の内容が他者の著作権を侵害した場合には、その責任はすべて著者にある。

2章 校閲者の責務

2.1 校閲者の役割の自覚

論文掲載の可否を判断するに際して校閲者の役割は極めて大きく、その責任の重大性を自覚して校閲期限を守り速やかに校閲を行わなければならない。

2.2 利害関係者等の校閲の辞退

校閲依頼を承諾することは会員として果たすべき義務であるが、校閲者が著者や当該論文等との個人的な利害の関係がある場合には、速やかに校閲を辞退しなければならない。

2.3 校閲の客観性の確保

校閲は、原子力の平和利用の進歩発展への有益性・独創性・信頼性等の観点から、客観的かつ論理的になされなければならない。個人的な考え方や、著者または当該論文への好悪の感情に基づく非客観的、または非論理的な判断は厳に控えなければならない。

2.4 著者への配慮

校閲結果の記述は論理的であるとともに、著者に理解しうる文章表現でなされなければならない。また、校閲に際しては、著者の人格や知的独立性に十分な敬意を払い、それらへの軽視を疑わせるような記述は避けなければならない。

2.5 守秘義務

校閲者は校閲の依頼を受けた事実、また、校閲中の論文の全部あるいは一部の内容を他者に漏らしてはならない。

2.6 自己のための利用禁止

校閲者は当該論文が公刊されるまでは、その内容を自己のために利用してはならない。

2.7 論文編集委員会等への報知

校閲者は、論文の内容が既に公刊された論文と同一であることを発見したり、同一である疑いがあると判断した場合、および当該論文の中に捏造、改ざんおよび盗用を発見したり、その疑いがあると判断した場合には、速やかに当該の編集委員に報告しなければならない。

3章 論文編集委員会の責務

3.1 論文編集委員会等の公正な運営

論文編集委員会は本指針の序に述べた目的を達成するため、公正な運営に努めなければならない。

3.2 校閲者の選定

論文編集委員会は、当該論文の校閲のために前もって定めた校閲委員の中から、専門性を考慮して最も適切な校閲者を選定する。必要な場合には、校閲委員以外の会員および会員以外からも校閲者を選定してよい。校閲者の選定は公正に行わなければならない。ただし、当該論文の利害関係者を校閲者として選定してはならない。

3.3 委員の守秘義務

論文編集委員は校閲に関する事項を他者に漏らしてはならない。

3.4 異議の申し立て

論文編集委員会は、掲載否となった論文の著者から審査結果を不服とする旨の申し出があった場合には、当該申し立ての妥当性を速やかに検討しなければならない。検討結果は、委員会名で編集幹事会に報告するとともに、著者に通知し、異議が妥当とされた場合には適切な措置を取らなければならない。

3.5 研究上の不正に係る報告への対応

論文編集委員会は、校閲委員から、二重投稿の疑い、引用に際して誹謗・中傷の疑い、捏造・改ざん・盗用の疑い、その他、本指針に抵触する疑いがあるとの報告があった場合には、速やかに適切な措置を取らなければならない。